

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業とは

茨城県では、失語症により意思疎通を図ることが困難な方への外出の同行や公共交通機関利用時の援助、各種会合でのコミュニケーションの援助を行う「失語症者向け意思疎通支援者」を派遣する事業を実施します。



ご利用できる方

茨城県内に居住する失語症者であり、**利用登録**が行われている者

☆失語症者とは

脳血管疾患等により、大脳の言語中枢が損傷を受けたことで、一度獲得された言語機能が障害された者



どのようなとき派遣してもらえるか

銀行での手続き



買い物への同行



コミュニケーションに関する支援



ご利用の流れ

事前の利用登録
が必要

一度、友の会に
ご参加ください

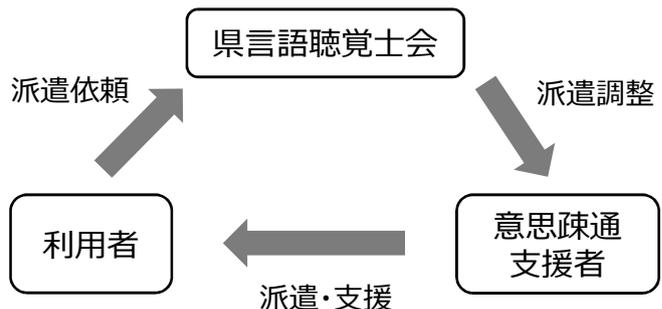
事前の利用登録

- ① 利用登録を希望する方は、県言語聴覚士会に利用登録申請書[※]をご提出ください。
- ② ご本人の状態や派遣依頼の内容等の確認を目的に、一度失語症友の会等の活動にご参加いただき、県言語聴覚士会の派遣調整員と面談を行っていただきます。

派遣利用

- ① 支援者の派遣を希望する方は、県言語聴覚士会に派遣依頼書[※]をご提出ください。
- ② 県言語聴覚士会が派遣依頼の内容に合わせて、支援者の調整を行います。
- ③ 派遣依頼書に記載いただいた派遣先に支援者が伺い、コミュニケーション等の支援をさせていただきます。

※ 県言語聴覚士会HP及び
茨城県障害福祉課HPに掲載しております。



Q&A

● 料金はどのくらいかかるのでしょうか？

A. 無料です。

ただし、待ち合わせ場所からの交通費や施設利用料、参加費など失語症者向け意思疎通支援者に必要な経費は、ご利用される失語症者のご負担となります。

● 1回当たりの派遣可能時間はどれくらいでしょうか？

A. 1日8時間を限度としております。

8時間以上の支援を要する依頼については、複数名の派遣を検討しますので、ご相談ください。

● 派遣依頼はいつまでに行えばよいでしょうか？

A. 派遣を希望する日の1週間前までにお申し込みください。

【失語症者向け意思疎通支援者派遣事業に関するお問い合わせ先】

茨城県言語聴覚士会 失語症者向け意思疎通支援事業 事務局 派遣事業担当 磯野・吉田
E-mail : ibarakiken_st@yahoo.co.jp